

令和元年鞍手町議会第6回定例会会議録（第4号）						
令和元年9月19日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和元年9月19日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和元年9月19日 午後1時47分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	8	有 働 徳 仁		9	栗 田 美 和	

職 務 出 席	議会事務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務 局次長	長 浦 良	出 欠
	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
付 議 事 件		別 紙 の と お り				
会 議 経 過		別 紙 の と お り				

令和元年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月19日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第55号 平成30年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定 (決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第60号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第62号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算
認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第63号 平成30年度鞍手町水道事業会計決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第56号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第57号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第58号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第59号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第61号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第68号 鞍手町道路線の変更 (民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第45号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更 (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第46号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第47号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律
の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第51号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算 (第3号) (総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第54号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第64号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の
課税免除の額の変更 (総務文教委員長報告)

- 日程第19 議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除 (総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第66号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事 (第88工区) 請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第67号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事 (第89工区) 請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第22 議案第50号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第52号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) (民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第53号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第69号 民事調停の申立て (民生産業委員長報告)
- 日程第26 意見書第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第27 陳情第3号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情 (総務文教委員長報告)
- 日程第28 陳情第4号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情 (総務文教委員長報告)
- 日程第29 陳情第5号 「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」の採択を求める陳情 (民生産業委員長報告)
- 日程第30 陳情第6号 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」の採択を求める陳情 (民生産業委員長報告)
- 日程第31 陳情第7号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」の採択を求める陳情 (民生産業委員長報告)
- 日程第32 発委第1号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議
- 日程第33 閉会中の継続事件

令和元年9月19日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第55号を議題とします。

本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

許斐決算特別委員長。

○10番 許斐 英幸君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第55号 平成30年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月11日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第55号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第55号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第55号 平成30年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第55号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第2 議案第60号から日程第4 議案第63号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第60号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第62号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定。

議案第63号 平成30年度鞍手町水道事業会計決算認定。

本委員会は、9月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第60号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第63号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第60号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第62号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第63号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第60号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第60号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第62号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成30年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第5 議案第56号から日程第10 議案第68号の6件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第56号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第57号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第58号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。

議案第59号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定。

議案第61号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第68号 鞍手町町道路線の変更。

本委員会は、9月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第56号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 59 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 61 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 68 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 56 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 57 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 58 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 59 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 61 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 68 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 56 号 平成 30 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決
します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 56 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 57 号 平成 30 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出

決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第57号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第58号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第59号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第59号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第61号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第68号 鞍手町町道路線の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第11 議案第45号から日程第21 議案第67号までの11件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第45号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更。

- 議案第 4 6 号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。
- 議案第 4 7 号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例。
- 議案第 4 8 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。
- 議案第 4 9 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例。
- 議案第 5 1 号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第 3 号）。
- 議案第 5 4 号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。
- 議案第 6 4 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 3 0 年度固定資産税の課税免除の額の変更。
- 議案第 6 5 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、9 月 1 1 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

次に、議案第 6 6 号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第 8 8 工区) 請負契約の締結。

議案第 6 7 号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第 8 9 工区) 請負契約の締結。

本委員会は、9 月 1 1 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 4 5 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 4 6 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 4 7 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 4 8 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 4 9 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 5 1 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 5 4 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 6 4 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 6 5 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 6 6 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 6 7 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 4 5 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 4 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 4 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 4 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 4 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 5 1 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第54号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第64号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第65号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第66号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第67号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第45号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除の額の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第88工区)請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第67号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第89工区)請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。

日程第22 議案第50号から日程第25 議案第69号までの4件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第50号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

議案第52号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

議案第53号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

議案第69号 民事調停の申立て。

本委員会は、9月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第50号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第52号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第69号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第50号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第52号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第69号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第50号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 民事調停の申立てを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。
次に進みます。

日程第26 意見書第1号を議題とします。

提出者を代表して6番議員 篠原哲哉議員に趣旨説明をお願いします。

○6番 篠原 哲哉

意見書第1号を提案いたします。

意見書第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

別紙意見書案を提出する。

令和元年9月19日提出。

提出者 鞍手町議会議員 篠原 哲哉。

同じく 須山由紀生。

提案理由

地方自治法第99条、並びに鞍手町議会会議規則第13条 第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

意見書第1号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって意見書第1号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第1号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

閉会 13時33分

再開 13時34分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

日程に入る前に、宇田川議員及び西藤議員より、陳情第3号の採決について、態度保留の申入れがありましたので、退室を許可しています。

日程第27 陳情第3号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第3号 日本政府に対して国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情。

本委員会は、令和元年6月5日に付託された上記の陳情を審査の結果、不採択と決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第3号について質疑はありませんか。

栗田美和議員。

○9番 栗田 美和君

6月に出されたということで私もどういふ問題かなと考えていたのですが、これについては北海道のアイヌの方達と同じような取扱いになると思います。アイヌの方達も実際には、こういう形はもうないのだということで整理をされていると思いますが、この2行だけ読んで見ますと沖縄県民は先住民族だということを、勧告を国連が日本に対してしているという意味合いでとれると思いますが、これを撤回を日本政府に求めるということは、沖縄の方達も先住民族でなく日本人の我々と同じ扱いをしてくれという意味合いだと思います。

これについて私の考え方が間違っているはいけないのですが、そういうふう考えるのですがいかがなものでしょうか。

○議長 星 正彦君

栗田議員に申し上げます。

只今の発言は質疑の範囲を超えていますので拒否します。

委員長報告に対しては委員会の審査の経過を報告すると。それに対しての質問であれば構いませんが、この委員長報告に対して自分の意見を述べるということについては会議規則上そうになっていませんので、その範囲を逸脱していますので注意しておきます。

よろしくお願いします。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第3号 日本政府に対して国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第3号は不採択されました。

ここで、宇田川議員及び西藤議員の入室を許可します。

(宇田川議員、西藤議員)入室

日程第28 陳情第4号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第4号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見に関する陳情。

本委員会は、9月4日に付託された上記の陳情を審査の結果、不採択と決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第4号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第4号は不採択とされました。

次に進みます。

日程第29 陳情第5号から日程第31 陳情第7号までの3件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第5号 「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」の採択を求める陳情。

陳情第6号 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」の採択を求める陳情。

陳情第7号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」の採択を求める陳情。

本委員会は、9月4日に付託された上記の陳情を審査の結果採択とし、別紙意見書（案）を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、陳情第6号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、陳情第7号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第5号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、陳情第6号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、陳情第7号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第5号「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」の採択を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって陳情第5号は採択されました。

次に、陳情第6号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」の採択を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第6号は採択されました。

次に、陳情第7号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」の採択を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第7号は採択されました。

次に進みます。

日程第32 発委第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中議会運営委員長。

○議会運営委員長 田中 二三輝君

発委第1号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議、別紙決議(案)を提出する。

令和元年9月19日提出。

提出者 議会運営委員会委員長 田中二三輝。

提案理由。

本年10月22日に即位礼正殿の儀が挙行される新帝陛下の御即位を心からお祝い申し上げ、鞍手町議会として賀詞決議を上げるため鞍手町議会会議規則第13条 第3項の規定に基づき提出する。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

発委第1号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発委第1号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

発委第1号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第33 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員会から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配

布したとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和元年第6回定例会を閉会します。

閉会 13時47分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 有 働 徳 仁

議員 栗 田 美 和